平成２５年（フ）第８２号
堺市東区西野292番地１　グリーンハイツ北野田413号、前住所堺市南区美木多上28番地１　タイニーハイム101号
債務者　川島　利之
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０８号
堺市中区八田西町２丁３番21―206号
債務者　渡邉富美子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１０号
堺市堺区東湊町５丁309番地１　302号
債務者　上村　卓也
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
大阪府南河内郡千早赤阪村大字中津原249番地の１
債務者　垣戸　和雄
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１４４号
堺市堺区香ヶ丘町４丁３番47号
債務者　伊藤　智久
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２号
福岡市西区西の丘３丁目９番３号
債務者　下田　純子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
北海道登別市新川町４丁目19番地13、前住所北海道登別市新生町１丁目20番地３
債務者　薩來　一男
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第５号
新潟市秋葉区松ヶ丘１丁目３番11号
債務者　石動　　京
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２号
新潟市中央区南浜通１番町364番地９　Ｃ＆Ｇハウス201号
債務者　鎌田由利子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２号
新潟市中央区幸町５番16号　ダイアパレス幸町Ⅱ206号
債務者　庭野　義明
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４８号
大阪府泉南郡熊取町野田４丁目2035番地の１―Ｂ―101
債務者　安田　育代
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５１号
大阪府泉大津市虫取町２丁目２番２―203号、前住所大阪府泉大津市板原町３丁目４番67号
債務者　宮良　圭子（旧姓大川）
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
大阪府岸和田市大町４丁目18番６―803号
債務者　柳曽　英樹
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５５号
大阪府岸和田市大町４丁目18番６―803号
債務者　柳曽　和久
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５７号
大阪府阪南市貝掛1159番地の２―８号、前住所大阪府阪南市箱の浦2492番地の201
債務者　伊月　　孝
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５９号
大阪府泉佐野市長滝2357番地の１泉佐野長滝住宅６―415
債務者　藤原　孝貴
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６０号
大阪府泉大津市我孫子113―１レオパレス我孫子102、住民票上の住所大阪府泉大津市東豊中町３丁目７番25号
債務者　渡辺智章こと　申　　智章
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係